

六十五歳以上であったものの所得割（新条例第一十条の一第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除するものとする。

4 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第二十六条の二の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。

5 平成十九年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新条例第二十条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。

（自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第五十八条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第十条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行つた改正前の奈良県税条例附則第十条第八項に規定する自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（奈良県森林環境税条例の一部改正）

第五条 奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次の

ように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出として「（施行期日）」を付し、附則に次の

見出し及び二項を加える。

（個人の均等割の税率の特例）

2 平成十八年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「県税条例第二十六条の二」とあるのは「奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十七年七月奈良県条例第三号）附則第二条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項に定める額に百円」とする。

3 平成十九年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「県税条例第二十六条の二」とあるのは「奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十七年七月奈良県条例第三号）附則第二条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項に定める額に三百円」とする。

五條市等の表記に係る関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月一日

奈良県条例第四号

五條市等の表記に係る関係条例の整備に関する条例

奈良県知事 柿 本 善 也

（県税事務所設置条例の一部改正）

第一条 県税事務所設置条例（昭和二十六年六月奈良県条例第三十二号）の一部を次の

ように改正する。

第一条の表奈良県高田県税事務所の項中「五條市」を「五條市」に改める。

第五条 奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次の

ように改正する。

(奈良県保健所設置条例の一部改正)

第二条 奈良県保健所設置条例（昭和二十七年五月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県内吉野保健所の項中「五条市」を「五條市」に改める。

(奈良県立高等学校等設置条例の一部改正)

第三条 奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同 五条高等学校 五条市」を「同 五條高等学校 五條市」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第四条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県五条警察署の項中「奈良県五条警察署」を「奈良県五條警察署」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年七月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五号

奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表奈良県立三室病院の項中「内科」を「内科 消化器科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月一日

奈良県条例第六号

奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

奈良県知事 柿 本 善 也

附 則

附則第六項の規定にかかわらず、平成十七年九月二十五日以後新たに第五条第一項

の規定により許可を要することとなつた地域又は場所に現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件で同項の許可を要することとなつたものについては、当該許可を要することとなつた日から三年以内に当該許可の申請をしなければならない。この場合において、その申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間は、なお引き続いて当該広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置しておくことができる。

附 則

この条例は、平成十七年九月二十五日から施行する。

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年七月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第七号

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

奈良県農業大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）の一部を次のように

奈良県農業大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）の一部を改正する。

改正する。

第一条中「農業後継者、農業を営む者及び農村地域の指導者等」を「就農意欲の高い者」に改め、「近代的な」を削り、「研修教育を行い」を「実践的な能力を修得させる」とにより、新規の農業経営者を養成し」に改め、「桜井市」の下に「及び橿原市」を加える。

第二条を次のように改める。

(課程、修業期間等)

第二条 大学校の課程及び修業期間は、次のとおりとする。ただし、基礎課程及び専門課程については、原則として引き続いて修業するものとする。

課	修業期間
基礎課程	一年
専門課程	一年

2 大学校は、前項に定めるもののほか、短期の研修を行うものとし、その内容及び修業期間は、知事が定める。

第三条第一項中「教育部」を「基礎課程、専門課程及び高度専門課程（以下「基礎課程等」という。）」に改め、同条第二項中「研修部で」を「短期の」に改める。

第四条中「教育部」を「基礎課程等」に、「研修部で」を「短期の」に改める。

第五条第一項中「教育部」を「基礎課程等」に改め、同条第二項中「十万八千円」を「十一万五千二百円」に改め、同条第三項中「五万四千円」を「五万七千六百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の奈良県農業大学校条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第一項の教育部は、改正後の奈良県農業大学校条例第二条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において当該教育部に在学している者が当該教育部に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。

3 平成十八年三月三十一日において、改正前の条例の規定に基づく奈良県農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

奈良県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成十七年七月一日

奈良県条例第八号

奈良県市町村合併推進審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第三項の規定に基づき、奈良県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、市町村行政に識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

子どもを犯罪の被害から守る条例をここに公布する。

平成十七年七月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第九号

子どもを犯罪の被害から守る条例

目次

第一章 総則 (第一条 第六条)

第二章 子どもの安全確保に関する施策 (第七条 第十一条)

第三章 子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等 (第十一条 第十四条)

(目的)

第一章 総則

第一条 この条例は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 十三歳に満たない者をいう。

二 学校等 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校、同法第八十二条第一項に規定する各種学校又は児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条に規定する児童福祉施設であつて、現に子どもが在籍又は在所するものをいう。

三 保護監督者 親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で子どもを現に保護監督するものをいう。

四 子どもボルノ 写真、電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。) に係る記録媒体その他の物であつて、次のいずれかに掲げる子どもの姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

ア 子どもを相手方とする又は子どもによる性交又は性交類似行為に係る子どもの姿態

イ 他人が子どもの性器等 (性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。) を触る行為

又は子どもが他人の性器等を触る行為に係る子どもの姿態であつて性欲を興奮さ

せ又は刺激するもの

ウ 衣服の全部又は一部を着けない子どもの姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の自由と権利を不當に制限しないように留意しなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、子どもの安全を確保するための必要な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、子どもの安全を確保するため、自らが積極的に活動するとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、子どもの安全を確保するため、自らが積極的に活動するとともに、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 子どもの安全確保に関する施策

(推進体制の整備等)

第七条 県は、市町村、県民及び事業者と連携し、相互に協力して子どもの安全確保を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、子どもの安全を確保するために、第十一条又は第十二条に規定する行為を行ふ者その他子どもに危害を加えるおそれのある者に関する情報を収集し、活用するものとする。

(助言その他の必要な支援)

第八条 県は、県民及び事業者が実施する子どもの安全を確保するための自主的な活動

を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、子どもの安全を確保するために市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が子どもの安全を確保するための施策を実施する場合には、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第九条 学校等を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内において、子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、子どもが犯罪被害に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第十条 子どもが通学、通園等の用に供している道路及び日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、子どもの安全を確保するため、当該通学路等の環境整備に努めるものとする。

2 親権者、未成年後見人、学校等の管理者及び職員、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における子どもの安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等

(子どもに不安を与える行為の禁止)

第十一条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所その他公衆が出入りのことのできる場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用できる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてはならない。

第十二条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、次の各号に掲げる行為をして

【定価】 1か月 二千三百円 一部売り 一枚につき三千円 (共に、送料別)

公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一條から第十五條までの規定は、

2 第十三條の規定に違反して前項の罪を犯した者が、自首したときは、同項の刑を減輕し、又は免除する。

第四章 罰則

第十五條 第十二條又は第十三條の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、

1 護監督者又は警察官に通報するよう努めなければならない。この場合において、通報を受けた保護監督者は、警察官に通報するよう努めなければならない。

2 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、警察官に通報するよう努めなければならない。

(禁止行為に係る通報)

第一十三条 何人も、正当な理由なく、子どもボルノを所持し、又は第二条第四号アからウまでのいずれかに掲げる子どもの姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管してはならない。

二 身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
(子どもボルノの所持等の禁止)

はならない。

一 言い掛かりをつけ、すごい、又は卑わいな事項を告げること。

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 ○七四二一三二一〇一〇一(代)

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七二三二(代)

本誌は再生紙を使用しています。

